

# 第四次産業革命スキル習得講座認定制度（Reスキル制度）

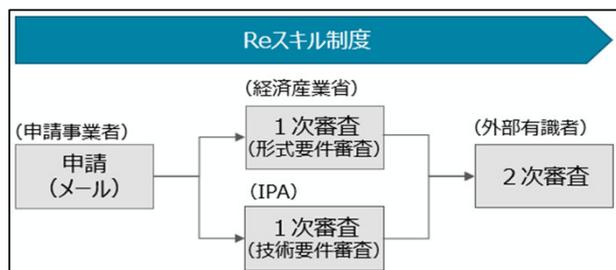
申請及び審査の迅速化・効率化に向けて、  
2025年10月～11月上旬の申請受付から、IT分野における申請方法を変更します

2025年3月

経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課

# 1 IT分野に係る運用変更の背景

- 本制度は、年2回（①4月～5月上旬、②10月～11月上旬）、講座の申請を受付し、その後1次審査（経済産業省による形式要件の審査※1・IPAによる技術要件の審査※2）と2次審査（外部有識者による審査※3）を経て、所定の要件を満たしたと認められる講座を経済産業大臣が認定している。



- ※1 形式要件の審査（1次審査）：  
申請講座の開講実績や事業者の事業実績、財務状況等について、申請書や開講実績資料、アンケート結果等を確認し、所定の要件を満たしているか審査を行うもの
- ※2 技術要件の審査（1次審査）：  
申請講座のレベル感（ITSSレベル3以上か否か）や、申請分野・講師の適切性について、申請書や教材、演習等を確認し、所定の要件を満たしているか審査を行うもの
- ※3 外部有識者による審査（2次審査）：  
1次審査の内容を確認し、所定の要件を満たしているか審査を行うもの

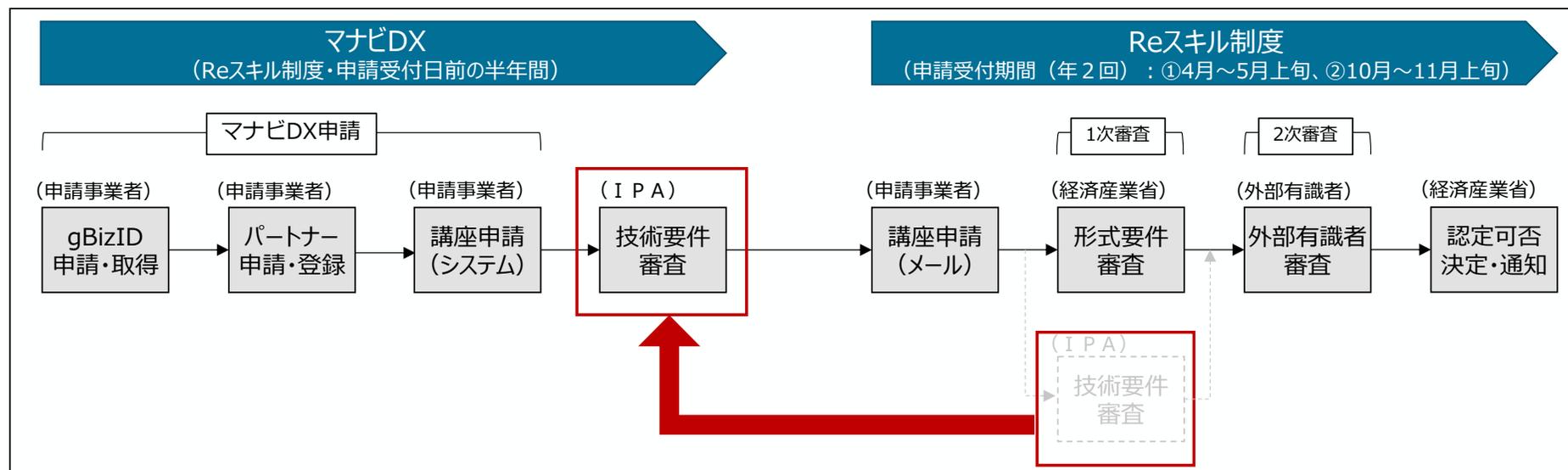
- 申請受付や審査等のスケジュールは、現状以下のとおりとなっている。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	2月	3月	4月	5月
Reスキル制度													
申請受付 (メール)	審査(1次・2次)		認定可否通知										
認定講座の開講													
Reスキル制度													
						申請受付 (メール)	審査(1次・2次)		認定可否通知				
認定講座の開講													
Reスキル制度 →													

- 近年、申請講座数が右肩上がりの状況で、限られた審査期間の中で、引き続きより多くの講座を認定するためには、審査の中でとりわけ重要な位置づけである技術要件の審査（1次審査）に、十分な審査期間を確保することが重要で、上記審査期間にとらわれない運用への変更が求められている。

## 2 IT分野に係る運用変更の内容

- 技術要件の審査（1次審査）については、Reスキル制度・申請受付日前のそれぞれ半年間で、弊省・IPAにて運営するポータルサイト「マナビDX」にてシステム上で申請・審査を受けていただく運用へ変更します。  
※ 2025年10月～11月上旬（第17回）申請受付から適用（初回のスケジュールはP6参照）
- Reスキル制度の年に2回認定するスケジュール自体に変更はありませんので、ご注意ください。
- お早めにお手続きいただくことで、仮に1度技術要件の審査（1次審査）で不合格となったとしても、その半年間内で再チャレンジ（再審査）を受けることが可能です。  
※ ただし、同期間内での再チャレンジにはルールがありますのでご注意ください（詳細は後日公表）



# 3 マナビDXシステムでの手続き（申請・審査）①

## 申請期間等

※具体的なスケジュールはReスキル制度の申請回毎に本制度HPにて公表

### ● 申請期間（【マナビDX】講座申請①（システム））

Reスキル制度の申請受付日の半年前～  
Reスキル制度の申請受付日の前月第二金曜日まで

- ・ 4月～5月上旬申請受付（Reスキル制度）：  
10月1日から3月〇日まで
- ・ 10月～11月上旬申請受付（Reスキル制度）：  
4月1日から9月〇日まで

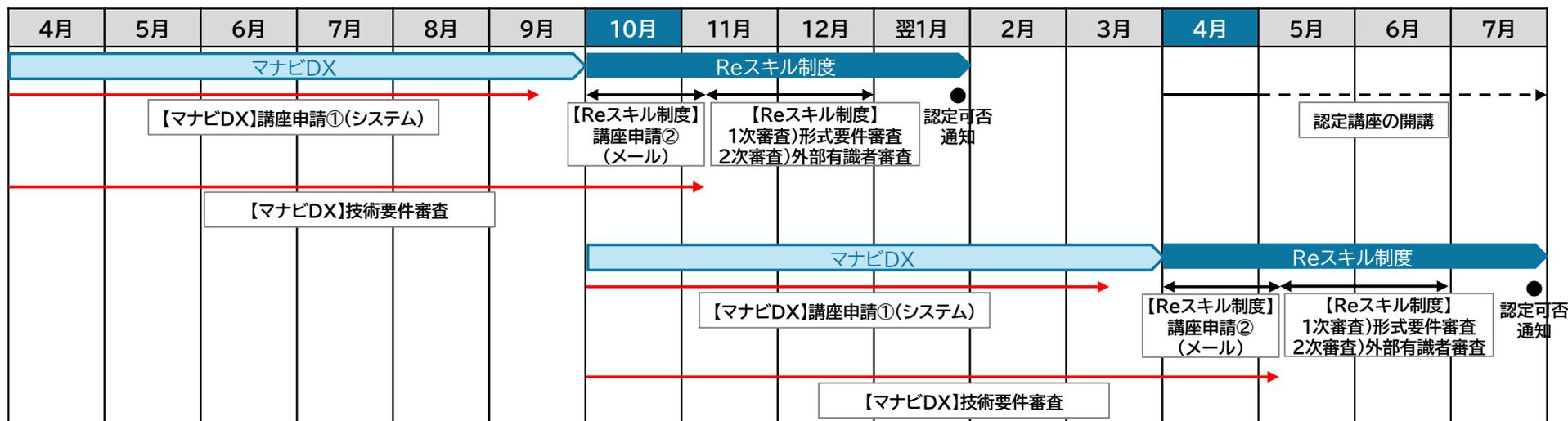
※ 【Reスキル制度】講座申請②（メール）は、引き続き年2回（4月～5月上旬、10月～11月上旬）の受付スケジュールに変更なし。

### ● 審査期間（【マナビDX】技術要件審査）

Reスキル制度の申請受付日の半年前～  
Reスキル制度の申請〓切日まで

- ・ 4月～5月上旬申請受付（Reスキル制度）：  
10月1日から5月上旬まで
- ・ 10月～11月上旬申請受付（Reスキル制度）：  
4月1日から11月上旬まで

※ 上記審査期間の間で、技術要件の審査に係る合格を受けていることが【Reスキル制度】講座申請②（メール）の条件。



## 4 マナビDXシステムでの手続き（申請・審査）②

### 申請書類等

- 申請書類（【マナビDX】講座申請①（システム））
  - ・ 申請書・様式第1-7号  
（申請書のうち、技術要件の審査に必要な項目※1のみ記載）
  - ・ 申請講座で使用する教材
  - ・ 演習の具体的な実施手順等を示す資料

※1 技術要件の審査に必要な項目は、後日公表予定

※2 Reスキル制度の申請（【Reスキル制度】講座申請②（メール））時では、上記「申請書・様式第1-7」に技術要件の審査に必要な項目以外を加筆いただき、申請いただく流れを想定。

※3 「申請講座で使用する教材」と「演習の具体的な実施手順等を示す資料」はReスキル制度の申請時での提出は不要です。

- 提出方法  
マナビDX上の専用ページにおいて用意したファイルストレージに上記書類をアップロードして提出

※ 現在マナビDXの改修作業を進めており、具体的な提出方法については、後日本制度HPにて公表いたします。

#### Reスキル制度申請書類一式

申請書・様式第1-7号

提出物一覧・チェックリスト

・ 申請講座で使用する教材

・ 演習の具体的な実施手順等を示す資料

・ その他の添付書類

・ 申請講座のカリキュラムと教材の対応を説明する資料

・ 直近2期の財務諸表

・ 直近で実施した申請講座のアンケート結果等を示す資料

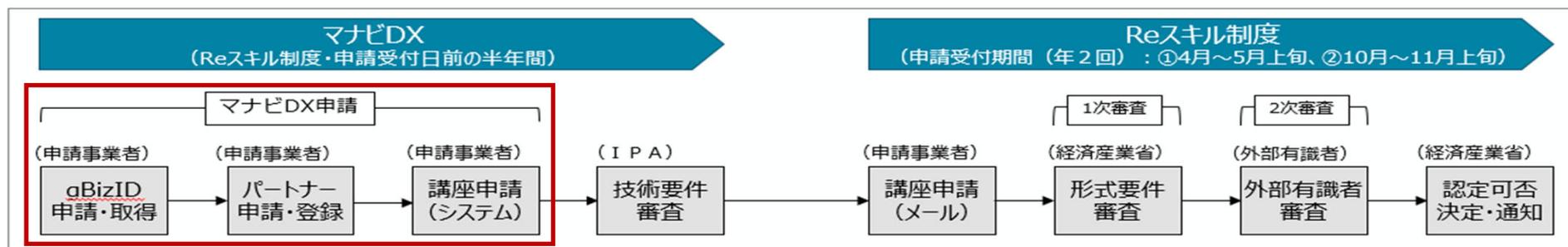
・ 直近で開講した申請講座の開講実績を示す資料

・ (任意)その他講座の内容等に関するPR資料

# 5 マナビDXシステムでの手続き（申請・審査）③

## 申請手続き等

※現在マナビDXの改修作業を進めており、画面遷移など詳細については後日公表予定



- 申請手順・標準手続期間（目安）

STEP 1 : **gBizID申請・取得**【申請から約2週間程度】

gBizID（法人・個人事業主向け共通認証システム）のプライムorメンバーアカウントで、マナビDXにログイン

STEP 2 : **パートナー申請・登録**【申請から約1週間程度】

マナビDXのパートナーとして登録

STEP 3 : **講座申請（システム）**【申請から審査完了まで約3～4週間程度】

- その他留意点

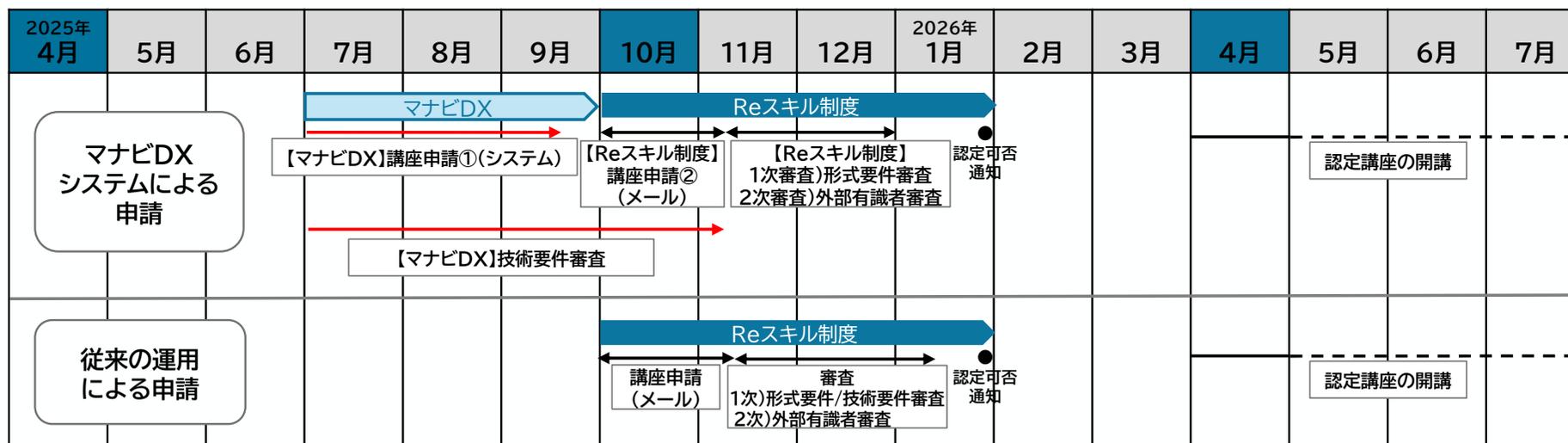
- ・ STEP 1・STEP2は、マナビDXでの申請期間（P4参照）に関わらず、事前にお手続きできますので、お早めにお済ませいただくことを推奨します（特にSTEP1は申請前に社内での確認に時間を要する場合がありますので、ご注意ください）。※gBizIDについて：<https://provider.manabi-dx.ipa.go.jp/login>

- ・ STEP3は、期限ギリギリの場合、申請が混み合う恐れもありますので、該当期間内でお早めにお済ませください。 6

## 6 【ご案内】適用初回のハイブリッド運用について

- 2025年10月～11月上旬のReスキル制度の申請受付から運用変更することとしております。
- 通常であれば、半年前の2025年4月からマナビDXで技術要件の審査を受けることができますが、**変更初回の2025年10月～11月上旬のReスキル制度の申請受付は、マナビDXでのシステム改修の都合上、2025年7月から受け付けることとしておりますのでご注意ください。**
- 運用変更に係る周知期間の確保のため、**初回の2025年10月～11月上旬のReスキル制度の申請受付に限り、従来の運用※での申請受付も行いますので、2025年7月からのマナビDXでの技術要件の審査に間に合わなかった事業者の皆様も、Reスキル制度に申請することが可能です。**

※ 従来の運用：Reスキル制度の申請受付期間中、1次審査として、形式要件の審査と同時並行して、技術要件の審査を行う運用のこと



# 【参考資料】 Reスキル制度（対象分野・目標レベル）

## ■ 対象分野

### ① IT分野

- ・デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進：ビジネスアーキテクト、デザイナー、データサイエンティスト、ソフトウェアエンジニア、サイバーセキュリティ

### ② IT利活用分野

- ・自動車モデルベース開発、自動運転、生産システムデジタル設計

※教育訓練の内容に、対象分野に関する知識・技術等（「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項 別表1に定める知識・技術等）を含むことが必要。

## ■ 目標レベル

### ① IT分野：ITスキル標準（ITSS）レベル3以上を目指す

- ・当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用し、専門を持つプロフェッショナルを目指して、要求された作業を全て独力で遂行するレベル

### ② IT利活用分野：ITスキル標準（ITSS）レベル4相当（以下のいずれか）を目指す

- ・当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、業務上の課題の発見と解決をリードするとともに、後進育成にも貢献できるレベル
- ・当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、新規ビジネスやサービス等の創出が可能であるほか、後進育成にも貢献できるレベル

※専門的・実践的な能力を育成するという制度の趣旨に鑑み、教育訓練時間が短いもの(20時間以下)は対象外（専門実践教育訓練給付制度においては、教育訓練の時間が30時間以上かつ期間が2年以内のものが指定対象）

## 【参考資料】 Reスキル制度（レベル定義）

レベル	レベル定義
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル</li> <li>・市場への影響力がある先進的なサービスやプロダクトの創出をリードした経験と実績を持つ世界で通用するプレーヤ</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル</li> <li>・社内だけでなく市場から見ても、プロフェッショナルとして認められる経験と実績を持つ国内のハイエンドプレーヤ</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内において、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル</li> <li>・社内で認められるハイエンドプレーヤ</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベル</li> <li>・プロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要求された作業を全て独力で遂行するレベル</li> <li>・専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要求された作業について、上位者の指導の下、その一部を独力で遂行するレベル</li> <li>・プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要求された作業について、上位者の指導を受けて遂行するレベル</li> <li>・プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する</li> </ul>

IT分野

# 【参考資料】ポータルサイト「マナビDX (デラックス)」

- 民間が提供する講座をスキル標準（スキル・レベル）に紐付け一元的に提示するポータルサイト。  
（現在：233社730講座）情報処理推進機構（IPA）が審査・運営。
- 一定レベル以上の認定講座について、厚生労働省が定める要件を満たした場合は、**専門実践教育訓練給付（個人向け）、人材開発支援助成金（企業向け）の対象**となる。

